

2023 年度財政法にかかる主な変更点

主な変更点のうち、日系企業の多くに関係しそうな点のみを以下のとおり抜粋。その他、数多くの変更があるため、詳細はケニア歳入庁の[ホームページ](#)や会計事務所が掲載している情報を確認の上対応願いたい。施行日は、黒字が 2023 年 7 月 1 日、赤字が 2023 年 9 月 1 日、青字が 2024 年 1 月 1 日。

1. 個人所得税 (PAYE) 及び住宅賦課金 (Affordable Housing Levy: AHL)

- PAYE (Pay As You Earn) に新たに 32.5% と 35% の二つの累進税率を追加。PAYE の税率は低い順に、10% (年収 28 万 8,000 シリング以下)、25% (～38 万 8,000 シリング)、30% (～600 万シリング)、32.5% (～960 万シリング)、35% (960 万シリング以上)。
- 住宅賦課金 (Housing Levy) の新たに導入。総所得の 1.5% ずつを雇用者、被雇用者がそれぞれ支出し、政府が進める住宅整備の基金として負担。

2. 法人税

- 支店等の恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) を通じてケニアで事業を営む税法上の非居住者企業について、税率を従前の 37.5% から居住者企業と同じ 30% に引き下げ。
- 支店等から本国に送金する所得 (Repatriated income) に対して、新たな税金を導入。Repatriated income は期首純資産 + (当期純利益 - 課税額) - 期末純資産で計算され、Repatriated income の 15% を課税。
- ヒト用ワクチン製造企業にかかる法人税を 10% と定める。非居住者に対するロイヤルティー、利息にかかる源泉徴収税は免税。
- 国内自動車組立企業に対する最初の 5 年間の法人税減免措置 (15%) について、ローカルコンテンツ 50% 達成を条件にさらに 5 年間継続。

3. 源泉徴収税 (WHT)

- 源泉徴収した所得税は、5 営業日以内に支払う。(旧：翌月 20 日まで)
- 居住者に対する販売・促進・マーケティング・広告サービスにかかる 5% の源泉徴収を導入。(非居住者は 20% を導入済み)

4. 付加価値税 (VAT)

- 国外へのサービス提供にかかる VAT を 0% に変更。
- 石油製品 (ガソリン、ケロシン、航空燃料、ジェット燃料等) の税率を 8% から 16% に引き上げ。超音波心音計及びパルスオキシメーター及び乳幼児用調整乳の免税措置を解除し 16% の一般税率適用。
- 以下製品にかかる VAT の 0% 化：LPG、ケニア向け国際海上貨物 (登録事業者のみ)、国内組立・製造された携帯電話、電動バイク、ソーラー電池及びリチウムイオン電池、電動バス、飼料製造にかかる投入財。

- その他、特にヘルスケア分野は、数多くの税率変更が行われているので要注意。
- 電子タックスインボイスへの移行について、TIMS (Tax Invoice Management System) を使用して発行されていない請求書に関する支出・損失は、所得を計算する際に控除が認められない。

5. 物品税

- 新規導入：輸入魚（10%）、粉ジュース（25 シリング/kg）、輸入砂糖（5 シリング/kg）、輸入セメント（価格の 10%または 1.5 シリング/kg の高い方）、EAC 以外からの輸入家具（30%）、輸入塗料（15%）、紙及び板紙（25%）
- 税率引上げ：スチレン-アクリロニトリル、酢酸ビニル、アクリル、ポリアセタールなどの輸入品（10→20%）、ガラス瓶（医薬品パッケージ除く、25→35%）、携帯電話会社による資金送金サービス（12→15%）、賭け・ゲーム・懸賞（7.5→12.5%）など。
- 減税：現地組立・製造用の携帯電話部品（10→0%）、電話・インターネットデータサービス（20→15%）

6. 輸出・投資促進賦課金 (Export and Investment Promotion Levy)

- EAC 以外から輸入される以下の製品に対して、輸入申告額の 10%または 17.5%の賦課金を輸入者が支払うもの。
- セメントクリンカー (2523.10.00)、鉄又は非合金鋼の半製品 (7207.11.00)、鉄又は非合金鋼の棒 (7213.91.90) は 17.5%。
- クラフト紙及びクラフト板紙 (4804.11.00、4804.21.00、4804.31.00)、袋 (4819.30.00、4819.40.00) は 10%。

7. デジタル関連

- デジタルコンテンツ産業について、居住者に対する 5%、非居住者に対する 20%の源泉徴収税の課税。
- デジタル通貨などデジタル関連資産の移転ないし交換により得られる収入の 3%を課税。

8. 特定分野への投資

- 税制優遇措置の対象に、交通機関や橋、トンネル、発電所などの公共インフラ (Industrial Building) 及びコンテナターミナルバース、港湾、ふ頭、倉庫ヤードなどの港湾施設 (Dock) を追加。資本控除（税法上の減価償却費）は定額法で毎年 10%に設定。

9. その他

- 輸入申告費用の減額（申告額の 3.5→2.5%）（ただし、原材料・中間財の輸入や、住宅建設スキームで承認された家の建材、EAC における材の輸入の場合は 1.5%）
- 鉄道発展賦課金 (Railway development levy) の減税（輸入申告額の 2→1.5%）

以上